

改正

平成17年12月14日条例第55号
平成26年3月10日条例第22号
令和元年7月5日条例第40号
令和6年3月25日条例第14号

沼津市西浦海浜施設条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、海浜施設の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 沼津市は、海岸の保全を図るとともに、市民に海岸とふれあうことのできる憩いの場を提供するため、海浜施設を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
沼津市西浦海浜施設	沼津市西浦平沢517番地の4

(有料施設)

第2条の2 沼津市西浦海浜施設（以下「海浜施設」という。）のうち有料で使用させる施設（附帯設備を含む。以下「有料施設」という。）は、駐車場及び温水シャワーとする。

(供用時間等)

第2条の3 海浜施設の供用時間、休日及び繁忙期は、規則で定める。

(行為の制限)

第3条 海浜施設内においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第1号から第6号までに掲げる行為については、あらかじめ市長の許可を受けた場合はこの限りでない。

- (1) 物品販売、業としての写真又は映画の撮影その他の営業行為をすること。
 - (2) 広告宣伝をすること。
 - (3) 興行をすること。
 - (4) 競技会、展示会、博覧会、映画会、集会、撮影会その他これらに類する催しのために海浜施設の全部又は一部を利用すること。
 - (5) 指定された場所以外の場所へ車両、船舶等を持ち入れ、又は留め置くこと。
 - (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
 - (7) 海浜施設を損傷し、又は汚損すること。
 - (8) 公の秩序又は善良な風俗を害する行為をすること。
 - (9) 海浜施設の利用者に迷惑となる行為をすること。
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、海浜施設の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。
- 2 市長は、前項第1号から第6号までに掲げる行為が市民の海浜施設の利用に支障を及ぼさないと認められる場合に限り、前項ただし書の許可を与えることができる。
- 3 市長は、第1項ただし書の許可について、海浜施設の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(利用の制限)

第4条 市長は、海浜施設の管理のため必要があると認めるとき又は海浜施設の損壊その他の理由によりその利用が危険と認めるときは、区域、期間等を定めて、海浜施設の利用を禁止し、又は制限することができる。

(権利の譲渡禁止等)

第5条 この条例の規定による許可を受けた者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(監督処分)

第6条 市長は、次の各号の一に該当する者に対して、この条例の規定による許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその許可に付した条件を変更し、又は行為の中止、原状の回復若しくは海

浜施設からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例の規定又はこの条例の規定に基づく処分に違反した者
- (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反した者
- (3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

2 市長は、次の各号の一に該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 海浜施設に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- (2) 海浜施設の保全又は市民の海浜施設の利用に著しい支障が生じた場合
- (3) 海浜施設の管理上の理由又は公益上やむを得ない必要が生じた場合
(指定管理者による管理)

第7条 市長は、海浜施設の管理を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

（指定管理者の指定の手続）

第8条 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により提出された書類により、次に掲げる要件について審査し、海浜施設の設置目的を達成するために最もふさわしいと認めるものを、指定管理者として指定するものとする。

- (1) 海浜施設の利用に関し、平等性が確保できること。
- (2) 海浜施設の効果的な管理を実現できること。
- (3) 事業計画に基づく管理を安定して行う能力を有していること。

（指定管理者の業務の範囲）

第9条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 海浜施設の供用時間及び休日の変更に関する業務。ただし、供用時間又は休日を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- (2) 第3条第1項第7号から第10号までの規定による行為の制限に関する業務
- (3) 海浜施設の施設、設備等の維持管理に関する業務
- (4) その他市長が必要と認める業務

（指定管理者の指定等の告示）

第10条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、又はその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を告示するものとする。

（利用料金）

第11条 有料施設を利用しようとする者は、有料施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 市長は、利用料金を、指定管理者の収入として収受させるものとする。

（利用料金の減免）

第12条 指定管理者は、規則で定める基準により利用料金を減免することができる。

（利用料金の還付）

第13条 指定管理者は、規則で定める基準により既納の利用料金の全部又は一部を還付することができる。

（委任）

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第3条中市長の許可に関する部分及び第8条の規定は、平成15年4月1日から施行する。（平成15年5月規則第23号で、同15年7月19日から施行）

付 則（平成17年12月14日条例第55号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の沼津市西浦海浜施設条例第8条の規定によりそ

の管理を委託されている沼津市西浦海浜施設の管理については、この条例による改正後の沼津市西浦海浜施設条例第7条の規定にかかわらず、平成18年3月31日までの間は、なお従前の例による。

付 則（平成26年3月10日条例第22号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（令和元年7月5日条例第40号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

付 則（令和6年3月25日条例第14号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第11条関係）

区分	金額			
駐車場	通常	普通車	1回につき1台	1,040円
		バス・マイクロバス	1回につき1台	2,090円
		バイク	1回につき1台	310円
	繁忙期	普通車	1回につき1台	1,500円
		バス・マイクロバス	1回につき1台	3,020円
		バイク	1回につき1台	450円
温水シャワー	1回につき		200円	